

050-115

054

昭和十一年五月

醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定

千九百四年五月十八日巴里ニ於テ作成

外務省

官 46 外史

官 46 図書館

佛蘭西共和國大統領、獨逸帝國ノ名ヲ以テスル獨逸國皇帝普魯西國皇帝陛下、白耳義國皇
 帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土
 皇帝印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛
 下、全露西亞國皇帝陛下、瑞典諾威威國皇帝陛下並瑞西聯邦政府ハ未成年ノ婦女及凌辱又ハ
 強制セラレタル成年ノ婦女ノ爲ニ「トレート、デ、ブランシユ」醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣
 買ニナル名稱ヲ以テ知ラレタル犯罪的賣買ニ對シテ有效ナル保護ヲ確保セムコトヲ欲シ
 右目的ヲ達成スルニ適當ナル措置ヲ統一スル爲協定ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ
 全權委員ヲ任命セリ
 佛蘭西共和國大統領

外務省
官 46
圖書館
41.7.28



佛蘭西共和國外務大臣衆議院議員「テオフィル、デルカッセ」
獨逸國皇帝普魯西國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使公爵「ド、ラドリシ」
白耳義國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「ア、ルゲー」

丁抹國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使伯爵「エフ、レヴェントロウ」

西班牙國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「デル、ムニ」侯爵「エフ、エ、レオン、イ、カステイロ」

大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「サー、エドマンド、モンソン」

伊太利國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使伯爵「トルニエリ、ブルサートイ、デイ、ヴェルガン」

和蘭國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「シヴアリエ、ド、ステュエルス」

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「テ、ド、ソーザ・ローザ」

全露西亞國皇帝陛下

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「ド、ネリドフ」

瑞典諾威國皇帝陛下

瑞典國及諾威國ノ爲

佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「オーケルマン」

瑞西聯邦政府

佛蘭西共和國駐劄瑞西聯邦特命全權公使「シャル、エドヴァール、ラルデイ」

右各委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條

各締約國政府ハ外國ニ於ケル醜行ヲ目的トスル婦女ノ勧誘ニ關スル一切ノ報道ノ蒐集ヲ
任務トスル官憲ヲ設ケ又ハ指定スルユトヲ約ス右官憲ハ他ノ各締約國ニ設ケラルル同種
ノ部局ト直接ニ通信スルノ權能ヲ有スヘシ

第二條

四
各國政府ハ醜行ニ從事セシムラルヘキ婦女ノ引率者ヲ、特ニ停車場、乘船港及途中ニ於テ、
搜索スル爲監視ヲ爲スコトヲ約ス右目的ノ爲當該官吏又ハ當該資格ヲ有スル其ノ他ノ一
切ノ者ニ對シ犯罪ノ賣買ノ搜索ニ資スヘキ一切ノ報道ヲ法規ノ範圍内ニ於テ蒐集スヘキ
コトヲ訓令スヘシ
右賣買ノ正犯、共犯又ハ被害者ト明ニ認メラルル者到著シタルトキハ必要ニ應シ目的地
ノ官憲、關係ノ外交官若ハ領事官又ハ其ノ他ノ當該官憲ニ之ヲ通知スヘシ

第三條

各國政府ハ賣淫ニ從事スル外國國籍ノ婦女ノ身元及身分ヲ明ニスル爲其ノ婦女ヲシテ
本國ヲ去ルニ至ラシメタル者ヲ搜索スル爲必要ニ應シ且法規ノ範圍内ニ於テ右婦女ノ陳
述ヲ聽取セシムルコトヲ約ス蒐集セラレタル報道ハ右婦女ノ送還セラルルコトアルヘキ
場合ノ爲其ノ本國官憲ニ之ヲ通知スヘシ
各國政府ハ犯罪ノ賣買ノ被害者ガ窮乏ニ陥リタルトキハ一時的ニ且送還セラルルコトアル
ルヘキ場合ノ爲公私ノ救護所又ハ必要ナル保障ヲ提供スル個人ニ法規ノ範圍内ニ於テ且
出來得ル限り之ヲ委託スルコトヲ約ス
各國政府ハ右婦女中送還ヲ要求スル者又ハ右婦女ノ監督權者ヨリ請求アリタル者ヲ、法

規ノ範圍内ニ於テ且成ルヘク、其ノ本國ニ送還タルコトヲ約ス送還ハ身元及國籍並國境
到著ノ場所及日ヲ了知シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス各締約國ハ其ノ領域内ノ
通過ヲ容易ナラシムヘシ

第四條

送還ニ關スル通信ハ成ルヘク直接ノ手續ニ依リ之ヲ爲ス
送還セラルヘキ婦女カ自ラ其ノ輸送費用ヲ支辨スルコトヲ得ス且自己ニ代リ支拂ヲ爲ス
ヘキ夫、兩親又ハ後見人ヲ有セザルトキハ送還ニ要スル費用中其ノ本國ニ向ヒ最近キ國
境又ハ乘船港ニ至ル迄ノ分ハ右婦女ノ居住スル國ノ負擔トシ殘餘ハ其ノ本國ノ負擔トス

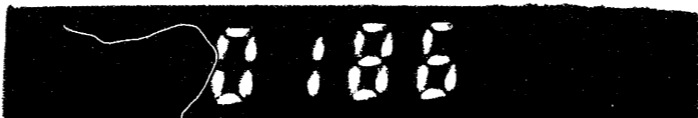
第五條

右第三條及第四條ノ規定ハ締約國政府間ニ存在スルコトアルヘキ特殊條約ノ效力ヲ妨ク
ルコトナシ

第六條

締約國政府ハ婦女ノ外國ニ於ケル就業ヲ掌ル紹介所ニ對シ法規ノ範圍内ニ於テ成ルヘク
監視ヲ爲スコトヲ約ス

第七條



非署名國ハ本協定ニ加入スルコトヲ得之カ爲ニハ外交手續ニ依リ佛蘭西國政府ニ其ノ意
思ヲ通告スヘク同政府ハ一切ノ締約國ニ之ヲ通知スヘシ

第八條

本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ六月ヲ經テ實施セラルヘシ締約國ノ一カ本協定ヲ廢棄スル
場合ニ於テハ右廢棄ハ該當事國ニ關シテノミ且其ノ廢棄ノ日ヨリ十二月ヲ經テ效力ヲ生
スヘシ

第九條

本協定ハ批准ヲ要ス其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ巴里ニ於テ交換セラルヘシ
右證據トシテ各全權委員ハ本協定ニ署名調印ス

千九百四年五月十八日巴里ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ佛蘭西共和國外務省ノ記録ニ寄
託保存スヘク其ノ認證謄本ハ各締約國ニ交付セラルヘシ

デルカッセ (印)
ラドリシ (印)

アルゲー (印)
エフ、レヴェントロウ (印)
エフ、エデ、レオン、イー、カステイヨ (印)
エドマンド、モンソン (印)
ジ、トルニエツリ (印)
アド、ステュエルス (印)
テ、ド、ソーザ・ローザ (印)
ネリドフ (印)
瑞典國及諾威國ノ爲
瑞典諾威國公使 (印)
オーケルマン (印)
ラルデイ (印)

